

## ミライノ カードご利用代金明細に関する特約

本特約は、対象会員（第1条に定義する会員をいいます。）との関係において、ミライノカード会員規約（以下「会員規約」といいます。）第30条に定められた明細（以下「明細」といいます。）の通知の取扱い等について、電磁的方法で行うことを原則とし、明細書の送付の方法で行う場合には手数料の支払いを受けることとするため、特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。

### 第1条（本特約の適用範囲およびその効力）

1. 本特約は、会員規約第1条に定める会員のうち、当社が別に定めるカードの貸与を受けた者（以下「対象会員」といいます。）に対して適用されるものとします。この場合において、当社が別に定めるカードは、当社のウェブサイトに掲出する方法により公表します。
2. 本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

### 第2条（明細の通知方法）

1. 当社は、対象会員に対し、会員規約の規定にかかわらず、WEB明細サービス「MyJチェック」により、電磁的方法によって明細の内容を通知するものとします。対象会員は、JCBおよび当社（以下、併せて「両社」といいます。）が両社所定のWebサイトにおいて提供する会員専用WEBサービス「MyJCB」（以下「MyJCB」といいます。）内において明細の閲覧および所定の方式によるダウンロードを行うことができます。
2. 対象会員は、ミライノカード会員への入会申込みと同時に、「MyJCB」の利用の申込みおよびWEB明細サービス「MyJチェック」の利用の申請を行うものとします。なお、ミライノカードMyJチェック利用者規定第2条の定めにかかわらず、対象会員は、当社から次条に定める明細書の送付を受けていない場合においても、「MyJチェック」を利用できるものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、対象会員が当月の19日までにWEB明細サービス「MyJチェック」の利用登録の解除を行った場合、当社は、対象会員に対し、翌月以降の約定支払日の支払いに関する明細を、次条に定める明細書を送付することにより通知します。
4. WEB明細サービス「MyJチェック」の利用登録がなされていない対象会員が当月の19日までに当社に対してWEB明細サービス「MyJチェック」の利用の申請を行った場合、当社は、対象会員に対し、翌月以降の約定支払日の支払いに関する明細を、第1項の方法により通知します。

### 第3条（利用明細手数料の支払義務）

当社は、WEB明細サービス「MyJチェック」の利用登録がなされていない対象会員については、明細書（明細を書面化したものをいいます。以下同じ。）を対象会員の届出住所宛に送付するものとします。この場合、対象会員は、当社に対し明細書の発行および送付に係る利用明細手数料（以下「利用明細手数料」といいます。）を支払うものとします。

料」といいます。)として当社が定める額を支払うものとします。

#### 第4条 (利用明細手数料の支払時期および支払方法)

1. 対象会員は、当社から明細書の送付を受けた場合、当該明細書による通知に係る明細の約定支払日の次の約定支払日に、当該明細書の利用明細手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。
2. 対象会員は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の定めにかかわらず、当該明細書による通知に係る明細の約定支払日の後最初に当社から対象会員に対してされた請求(年会費等、当社が定める費用・手数料(以下、本項において「費用等」といいます。)の請求のみを内容とする場合を除きます。)に係る約定支払日に、当該明細書の利用明細手数料を、前項の方法により、当社に支払うものとします。
  - (1) 当該明細書による通知に係る明細の約定支払日の次の約定支払日に当社から対象会員に対する請求がないとき。
  - (2) 当該明細書による通知に係る明細の約定支払日の次の約定支払日における請求の内容が費用等のみであるとき。

#### 第5条 (利用明細手数料の支払義務を負わない場合)

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、対象本会員は、当該明細書発行にかかる利用明細手数料の支払義務を負わないものとします。

- (1) 明細書に記載の約定支払額に、ショッピング分割払い利用残高(ショッピングスキップ払い利用残高を含む。)、ショッピング2回払いの明細またはボーナス1回払いの明細が含まれる場合
- (2) 明細書に記載の約定支払額に、ショッピングリボ払い利用残高に係るものが含まれる場合
- (3) 明細書に記載の約定支払額に、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いまたはキャッシングリボ払いによるものが含まれる場合
- (4) 前各号のほか、当社が、対象会員が利用明細手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

#### 第6条 (本特約の変更)

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。